

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成30年度）

平成30年5月16日

豊岡市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により、実施方針の策定の見通しを下表のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
植村直己冒険館機能強化改修・運営事業 (仮称)	契約の日から2037年3月まで(予定)	植村直己冒険館の改修、運営・維持管理業務 植村直己冒険館機能強化施設の整備、運営・維持管理業務	植村直己冒険館 兵庫県豊岡市日高町伊府785番地	平成30年6月(予定)	地域コミュニティ振興部生涯学習課 電話(直通) 0796-23-0341